

令和6年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月10日（月曜日）

議事日程第3号

令和6年6月10日（月曜日）午前9時30分開議

第1．一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者 18番 伊藤順男 議員

1番 阿部十全 議員

第2．提出議案に対する質疑

第3．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第96号から議案第100号まで 5件

第4．提出議案・請願・陳情の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員（21人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	3番 佐藤正人
4番 佐々木隆一	5番 大友孝徳	6番 松本学
7番 佐藤義之	8番 佐藤健司	9番 小松浩一
10番 泉谷赳馬	11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎
14番 三浦晃	15番 正木修一	16番 吉田朋子
17番 高橋信雄	18番 伊藤順男	19番 高橋和子
20番 渡部聖一	21番 三浦秀雄	22番 長沼久利

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊貴信	副市長 佐々木司
副市長 三森隆	教育長 秋山正毅
企業管理者 三浦守	総務部長 高橋重保
企画振興部長 阿部徹	市民生活部長 遠藤裕文
健康福祉部長 小松等	観光文化スポーツ部長 今野和司
建設部長 原敬浩	教育次長 熊谷信幸
企業局長 五十嵐保	消防長 佐藤英樹
総務部危機管理監 渡部友善	財政課長 工藤睦
危機管理課長 伊藤望	行政改革推進課長 佐藤夏樹
総合政策課長 松坂真	福祉支援課長 渡部直子

議会事務局職員出席者

局	長	鎌	田	直	人	書	記	村	上	大	輔
書	記	松	山	直	也	書	記	高	野	周	平

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（長沼久利） それでは、本日の議事に入ります。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、先週に引き続き、一般質問を行います。

なお、毎回お願いですが、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、18番伊藤順男さんの発言を許します。18番伊藤順男さん。

【18番（伊藤順男議員）登壇】

○18番（伊藤順男） おはようございます。会派、高志会の伊藤順男です。議長より許可をいただきましたので、一般質問を行います。

このたびの質問は、平成17年3月、1市7町の合併から20年を踏まえての今日的行財政課題として、主に経常一般財源について、いわゆる市の裁量で自由に使える298億円余りの財源に関すること。また、令和8年度からの第3次総合計画に向けて、その計画の基礎となるデータの整備や住民参加などについてであります。

質問の全体のテーマとしては、大合併以来の行財政について、過去を振り返り、現在を見つめ、未来に向けての観点から、大項目5点の質問でありますので、御答弁方お願いします。

なお、財政に係る質問においては、令和4年度決算と総務省が出している類似団体比較カードをベースにしております。そのために数字については、概数とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります。大項目1、合併時から今日的背景における行財政運営などについて。

市町村合併は、明治20年代、昭和30年代、そして平成の合併とおおよそ50年のスパンで大合併が行われてきました。合併の趣旨としては、その時代背景により多様にありますが、明治、昭和、平成の合併に共通した意義としては、スケールメリットを最大限に生かすことで財政基盤の強化がうたわれたところであります。その意味で合併は最大の行

財政改革と言われたところでありますが、財政基盤の強化を図ることで実は合併の際、サービスは高く、負担は低くが唱えられたところであります。

さて、関西などにおいて、自治体の地方創生などを取材テーマに活動している政治フリージャーナリストの高田泰氏の記事に、平成の大合併の悲劇、なぜこうなった。財政危機で苦しむ合併自治体が各地にとの見出しが目についたところであります。

それによりますと、平成の大合併で誕生した地方自治体の財政危機が各地で表面化してきた。大分県の某市は歳入の減少で財政再生団体に転落するおそれがあるとして、緊急財政対策に着手、香川県の某市や山口県の某市は財政健全化策を進めてきたものの、財政の硬直化で苦境を脱出できていない。国の優遇措置に飛びつき、安易に大型事業を進めたツケが回ってきた。また、拓殖大学政経学部の宮下教授の、合併した自治体は合併特例債の発行や合併算定替えによる地方交付税の増加で、自らの財政負担を十分認識できない状態のおそれがあるとの指摘を紹介しています。

本市においても500億円ほどの合併特例債を活用しており、借りた合併特例債の元金とその利息の70%が交付税に算入されることにより、標準財政規模、いわゆる毎年ほぼ一定の金額で入ってくる経常一般財源等の見込額の280億円が身の丈に合った規模より大きくなることで、合併特例債に係る財政負担の認識が薄れる状態があっても不思議ではありません。

私自身、合併特例債の元金とその利息の70%が交付税に算入されることで、財政の基本中の基本である、入りを量りて出ずるを制する、いわゆる収入を計算して計画を立てるということに対し、少し甘い考えでいたのではないのかなと、このように思っております。

さて、本市における合併特例債をベースにした大型事業には、ケーブルテレビ事業、カダーレ、由利橋の架け替え、消防本部や3つの分署、最大5,000人収容のナイスアリーナ、3総合支所、まいーれ、羽後本荘駅東西自由通路、小中学校合わせて5校の建設など、多くの社会資本整備による新市まちづくりが行われ、令和7年3月には、合併20周年の節目を迎えることになります。

そうした中において湊市長は、合併17年目から由利本荘市政を担当、早いもので4年目となり、残す任期も9か月ほどになりました。令和3年4月の市長就任からは、合併などに係る諸課題あるいはコロナ禍における地域経済対策に奔走、また、合併特例債や過疎債をベースにした大型事業に係る財政負担等の中で、厳しい行財政運営に当たってきたものと思います。

そこで、大項目1、合併時から今日的背景における行財政運営などについて、中項目（1）合併によるスケールメリットは。また、今日的財政基盤強化に係る所見について伺うものであります。

中項目（2）行政改革における今日的状況についてを伺います。

合併は、1市7町、8地域の対等合併ということもあり、各地域の均衡ある発展がうたわれました。一方で、合併は選択と集中がその使命であり、主要な公共施設等は本荘地域に建設となっています。

そうした中で、選択と集中という合併の大義と8地域の均衡ある発展、例えば、公共施設等総合管理計画一つ見ても、合併は最大の行政改革と言われる割には、その取組が

滞ってきた感じがします。

そこで行政改革における今日の状況について、また、前段において合併特例債をベースにした大型事業などを紹介しましたが、中項目（３）合併特例債に係る今日の財政負担について伺うものであります。

大項目２、市財政における一般財源の状況などについて伺います。

合併か否かを協議するために、平成15年１月、１市７町の各議会の議決の下に、関係市町から各５名、計41名の委員が選出され、その合併協議会の会長には、柳田弘旧本莊市長が選出されました。そして、本莊由利一市七町合併協議会が設置されたところでもあります。その合併協議会において、新市まちづくりのための新市建設計画が作成されたところでもあります。その計画をもって、平成17年３月22日、１市７町が由利本莊市として合併し、新市建設計画に搭載された事業をもって合併特例債の起債対象事業となったものであります。

さて、その合併を進めるために国はあめと言われる合併特例債、また、合併しないと交付税減額などむちの論調において、合併を推進しました。そのあめと言われる合併特例債ですが、一例を挙げてみますと、10億円の起債事業においては、その事業の充当率が95%、これは９億5,000万円を借金で賄い、一般財源、自己資金は５%の5,000万円で10億円の起債事業ができるというものであります。

加えて、元利償還金である、借りたお金の元金９億5,000万円と、その利息の70%が交付税に算入、また、借金の返済は３年から５年間の据え置き、その後20年で返済というものであります。したがって、実質の借金が30%という有利な起債事業が、いわゆるあめと言われる合併特例債であります。

さて、合併を推進した一議員としてであります、合併協議会の会場に足を運び、あるいはケーブルテレビなどで、22回の協議会の全てを見聞きしましたが、１市７町の広域合併をまとめるためには、ある程度玉虫色の計画にならざるを得なかった感があります。

また、合併前には各市町の財政状況に応じて、急ピッチに建物を建てたり、いろいろなことの中で、社会資本の整備が行われたところでもあり、合併から４年後には本市の実質公債費比率、これは一般財源に占める公債費の比率ですが、平成21年度17.3%と県内で突出、今日までに至る行財政の状況を鑑みたとき、一般財源に大きな負担が生じた感があります。

そこで、中項目（１）新市建設計画に係る合併特例債の総額は。また、起債残高と償還の状況、併せて、令和６年度の一般財源の充当額について伺うものであります。

中項目（２）一般財源の現状と将来見通し。また、財源の捻出はについて伺います。

毎年の予算編成時期になりますと、市長などから「お金がない」という言葉が聞こえてきます。この、役所でよく使われる「お金がない」であります、事業等の何にも使うことができる、いわゆる一般財源の不足を表した言葉と認識をしております。

私どもの市は、国からの仕送りである地方交付税の交付団体として約180億円、歳入総額の34%余りの交付を受けています。この交付税は、面積210平方キロメートル、人口10万人をモデルに必要経費を試算、国税として徴収した中から、税収の状況や面積などもろもろの地域条件に照らし、全国の市町村などが標準的な水準で行政を行うのに必

要な経費に対しての税収不足分を補う制度であります。

本市の地方税の収入見込額は約90億円ですが、国は、基準財政需要額の捕捉は完全でないこと、また、徴税における努力を損なわないこと、加えて独自の施策分となる財源を残しておくなどから、地方税の収入見込額の75%に当たる67億5,000万円を市の基準財政収入額とし、残りの25%である22億5,000万円は市町村などに対し、経営努力と自立の期待を込め、留保財源としているところであります。この留保財源においては、税収が多い市町村ほどその財源も多くなることから、本市においても税収を増やす経営努力が求められているものと考えます。

本市は歳入の市税が約80億円、歳出の人件費も80億円ほどで、税収と人件費が拮抗している状況、また、社会保障などの扶助費は、少子高齢化の進展もあり増加傾向など、一般財源に係る現状は年々厳しさが増してきているものと考えます。

そこで、中項目（2）一般財源の現状と将来見通し。また、財源の捻出はについて伺います。

中項目（3）公債費負担比率。また、将来負担比率とその動向について伺います。

北海道夕張市は多額の補助金を費やし、夕張炭鉱を活用した観光事業に失敗し、平成19年ではありますが、財政が破綻、当時でいう財政再建団体に指定されたことから、事実上、国の管理下に置かれました。この夕張市の財政破綻などに反応した国は、平成19年6月に財政健全化法を制定、地方公共団体の財政健全化の計画策定などに係る将来負担比率など、いわゆる財政健全化に係る4指標のチェックを義務づけたところでもあります。

本市の対応としては、実質公債費の健全化に向けて、合併の5年後の財政健全化法の趣旨の下、平成23年度17.3%だったものを、3年間の事業ベースで80億円余りという国からの財政支援を活用し、借換債の促進、起債の早期償還など公債費の負担軽減を図るとともに、合併時の事業計画の見直しなど、平成29年度には9.7%まで下がったところですが、以降は高めに推移、5年後の令和4年度には11.4%、今後はさらに高めの実質公債費比率の状況と思います。

そこで、一般財源総額に係る公債費負担比率、また、一般財源の使途の多いものとしては、人件費・扶助費・公債費と言われますが、少子高齢化と相まって、人口減少や課税対象者の減少を踏まえての標準財政規模280億円に対する特別会計、企業会計、第三セクターを含め、市の負債総額から積立金などを差し引いた割合である将来負担比率、また、その動向について伺うものであります。

中項目（4）経常収支比率の硬直化への対応。また、その動向について伺います。

経常収支比率は、財政の弾力性を図る指標であり、その数値は80%が適正と言われていますが、本市の令和4年の経常収支比率は91.5%であります。

本市の経常経費としては、先ほど申し上げました、人件費80億円や扶助費80億円、公債費58億円などの経費、いわゆる経常経費の一般財源充当分259億円に対し、市税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源280億円などがどの程度費やされているかを求めることで、財政の弾力性を図る指標となります。一般に、経常収支の比率が低いほど財政の弾力性があるということを示しており、本市の令和4年の経常収支比率においては、分母になる経常的な収入280億円と分子の経常的な経費259億円の差が21億円、

いわゆる91.5%であり、財政の硬直化状況にあります。

そこで、経常収支比率硬直化への対応、また、その動向について伺います。

大項目3、ビルド・アンド・スクラップにおける財政の弾力性確保。また、スクラップにおける住民説明について伺うものであります。

これまで私どもの市は、合併特例債や過疎債など有利な借金を駆使してきました。昨年、9月定例会終了後の議会全員協議会での財政推計における令和6年度から令和10年度の5か年平均の歳入歳出は、歳入である借金64.4億円、歳出、返済の部分であります。66億円となっております。あくまでも推計とはいえ、これは借金残高総額640億円に対し、1年当たりの平均借金返済額が1億6,000万円ということでありまして、公債費、借金に係る歳入歳出推計を鑑みた場合、財政の厳しい構図が伺えるところです。

さて、経常経費の高止まりは、政策的経費の積上げにほかなりません。令和6年度の政策的経費の一例においては、医師会からの要望による補聴器に係る補助金の創設、また、議会の一般質問等に応える形での带状疱疹に係る予防接種予算の計上などがあります。これら令和6年度予算における補聴器、带状疱疹などは、政策経費としての予算計上ですが、令和7年度からは、経常経費としての予算計上となることが大であり、経常収支比率をより高めることになります。

そこで、これまでの投資的経費、住民サービス等においては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、どちらかという、既設のある事業をやめる代わりに新規事業を立ち上げますという合併特例債等を駆使してきたときの考え方から、ビルド・アンド・スクラップの考え方、これは、新しい事業を立ち上げるビルドにおいては、今やっている事業を見直す、スクラップによって、経常収支比率の趣旨である財政の弾力性確保に努め、そのことが住民福祉向上との強い思いが大切と思っております。また、その中で、既設事業廃止等においては、事前の住民説明がビルド・アンド・スクラップの基本となることは言うまでもないわけであります。

そこで、大項目3、ビルド・アンド・スクラップにおける財政の弾力性確保。また、スクラップにおける住民説明について伺うものであります。

大項目4、次期総合計画について伺います。

平成17年の合併に先立ち、法定合併協議会でまとめられた新市まちづくり計画を指針として、平成18年3月、初代由利本荘市長、柳田弘氏の下で平成26年度までの10年間の計画である由利本荘市総合発展計画が策定され、市全体の一体性と地域バランスの取れた発展がうたわれたところであります。

越えて、平成27年度から令和6年度の10年間の第2次総合計画策定においては、第2代由利本荘市長、長谷部誠氏の下で、人口減少に歯止めをかけることを最重要課題に位置づけ、本市の人口ビジョン及び総合戦略を策定、将来人口目標を令和6年7万2,000人以上としたところであります。なお、令和6年4月末現在、住民基本台帳では7万1,179人となっております。厳しい人口減の状況が伺えるところでもあります。

さて、こうした中において、湊市長は、第3次由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」、以後総合計画と申し上げますが、終期を令和7年度へと1年延長、併せて、市総合戦略についても同じく延長することが、さきの議会全員協議会で報告され、令和7年の将来人口目標を7万人以上、また、市長任期に合わせた基本計画としたところで

あります。

この考え方は、市長の4年任期終了時には次年度の予算を骨格予算とし、選挙で選ばれた市長によって本格予算編成をしてきた経緯から、そうしたことと同じ考え方との理解はできるものの、行政は継続性の観点も大切との認識から、その趣旨など次期総合計画について伺います。

中項目（1）総合計画の終期を令和7年度へ1年延長した趣旨。また、継続性の観点について。

また、行政における計画の終わりは、計画の始まりということを意味するものと考えます。そこで、中項目（2）総合計画策定のスケジュールについて。

中項目（3）総合計画に市民意見の反映についてですが、総合計画は2011年の地方自治法改正により、市町村に対する基本構想の策定義務が撤廃されましたが、議会の議決すべき事件に関する条例において議決要件となっているところであります。そもそも、この総合計画は、右肩上がりの予算や施策の拡大基調を前提にした基本構想策定との感がありますが、変わらないことは人口動態等に応じた計画がされてきたところであります。

そうした中においては、多世代からの市民の理解と協力が最も大切であり、住民自治の観点から過去2回の計画よりも、さらに踏み込んだ行財政全般に係る住民意見の集約に努めるべきと考えます。

そこで、総合計画に市民意見の反映について伺います。

中項目（4）少子化対策に資する基金創設の考えはについて伺います。

これまでの第1次・2次における総合計画は、少子高齢・人口減少への対応として、合併のスケールメリットや合併特例債等を基本にハード事業を主とした計画が実施され、そのハード事業等の中で人口減少に歯止めという課題に取り組んできた感があります。

しかし、平成の1市7町合併時650人の出生、合併から20年後の今日の出生が310人前後と半数以下の状況にあります。少子化については、一長一短に語るべきことではありませんが、地域社会の最小単位である家庭の在り方に始まり、地域経済や社会保障など、あらゆる方面への影響が大であります。

そうした中において、子供は地域の宝といった民意を総合計画に反映するための仕組み、また、地域全体での醸成が重要と考えます。そうしたもろもろの民意を行政施策などへ反映するには、計画と財政は一体の観点から一般財源に係る財政的裏づけは、総合計画などの成否に欠かせないものと考えます。

そこで、今日まで最重要課題と位置づけられてきた人口減少に歯止め、とりわけ少子化対策に資する基金創設の考えがないか伺うものであります。

大項目5、合併20周年に係る記念事業などについて伺います。

本市の1市7町の合併は平成17年3月22日でありまして、来年3月には合併20周年となります。平成の合併で最も多いのが平成17年度で、その数が325件となっており、全国的に記念イベントなどが行われるものと推察いたします。本市の合併は3月ということで、本年度の年度末にかかることから、記念事業等は令和7年度に行われるのが一般的と推察しますが、必要最小限の準備は欠かせないものと考えます。

そこで、合併20周年に向けての機運醸成などに係るシンボルマークあるいはキャッチフレーズ、また、市民と協働の観点からは、みんなで祝う市民参加型の計画が肝要と考えます。

そこで、仮称、合併20周年記念事業について2点伺います。

中項目（１）仮称、合併20周年記念事業の機運醸成に係るロードマップについて、中項目（２）事業計画を含め、市民参加型の記念事業の考え方はについて伺います。

以上、大項目5点の質問であります。御答弁方、お願いをいたします。

【18番（伊藤順男議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、伊藤順男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、合併時から今日的背景における行財政運営などについての（１）合併によるスケールメリットは。また、今日的財政基盤強化に係る所見についてにお答えいたします。

市町村合併による最大の効果は、それぞれの市や町が個々に行っていた業務を集約するほか、重複する公共施設の見直しにより、公共施設の整備を効率的に行うことなどで、行財政運営の効率化が図られるという点にあると考えております。

本市でも1市7町が合併して、組織、職員数はもとより、公共施設数や各種事業についてもスリム化が図られ、効果的・効率的な行政運営が行われるよう、行政改革の指針として、行政改革大綱を策定して取り組んでまいりました。令和2年度からの第4次大綱においては、持続可能な行財政運営の推進を基本方針に、公共施設の総合的な管理や組織・機構の見直し、指定管理者制度をはじめとする民間委託の導入などを進めてきたところであります。

また、財政基盤強化の今日的な所見につきましては、行政サービスの集約化や効率化による歳出削減効果、合併特例債や普通交付税の合併算定替などの優遇措置を活用し、基金残高が増加するなど、一定の財政基盤強化につながっております。

一方、合併算定替が終了した現状の財政状況を見ますと、急激に進む少子高齢化や人口減少などと相まって、歳入面で市税や地方交付税の減少を見込まざるを得ない状況にある一方、歳出面では社会保障費等の伸びを織り込まざるを得ず、今後さらなる財政健全化に向けた取組が必要な状況であると認識をしております。

以前は、各地域の均衡ある発展に主眼を置いた結果、例えば、施設配置などで横並び意識の下、十分に統合・廃止が行われたとは言えない面もあり、合併により期待される効果である選択と集中による取組が必ずしも十分でなかったものと考えております。

合併から20年を経過しようとする今、1市7町の合併により誕生した由利本荘市から脱却し、新たな由利本荘市をつくり上げ、しっかりと次世代に引き継いでいくとの思いを持って、たとえ困難を伴うものであっても、行財政改革に臆することなく取り組んでまいります。

次に（２）行政改革における今日的状況についてにお答えいたします。

（１）の御質問でもお答えいたしましたとおり、市では合併による効果の最大化を目

指し、平成17年度から5年ごとに行政改革大綱を策定し、定員管理適正化による職員の削減、指定管理者制度の導入など、多岐にわたる改革を実施してまいりました。令和2年度より推進している第4次大綱においては、持続可能な行財政運営の推進を基本方針に、市民目線による市政運営、効率的な行政運営、健全な財政運営の3つを重点事項と定め、幅広く取り組んでいるところであります。

特に、御指摘の公共施設につきましては、正木修一議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、他自治体と比べ、本市の公共施設の数が多く、今後、全ての施設の維持は困難であることから、平成28年度に施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

第1期最終年の令和3年度には計画を改訂し、施設総量の適正化目標を37%の縮減へと上方修正しており、現時点では、15%の縮減を達成している状況にあります。今後も市民の皆様への丁寧な説明を行いながら、着実に最適化を図ってまいります。

また、経営が悪化する第三セクターの抜本的改革や行政手続のデジタル化、総合支所機能の見直し、広域市町村圏組合の事務移行などを推進し、限られた人員や財源を効果的・効率的に必要な行政需要に向けていく選択と集中の徹底により、質の高いサービスが継続できるように取り組んでいるところであり、一定の成果が上がってきているものと考えております。

令和7年度には、次期大綱を策定する予定としておりますが、急速に進む人口減少や少子高齢化に伴い、歳入の減少や社会保障費の増加など、今後とも厳しい財政状況が見込まれることから、社会環境の変化に適切に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営ができるよう、これまで以上に行財政改革を加速する必要があると考えております。

次に、（3）合併特例債に係る今日的財政負担についてにお答えいたします。

合併特例債は、市町村の合併で必要となる公共施設の整備などに対し、対象事業費の95%を上限に充当可能となっているほか、元利償還金の70%が普通交付税で措置される有利な地方債であります。

平成17年3月の由利本荘市誕生により、行政区域が拡大する中、地域の特性や伝統・文化を生かした魅力ある地域づくりを推進するため、ケーブルテレビ施設整備事業をはじめ、総合防災公園整備事業や羽後本荘駅周辺整備事業、文化交流館カダーレ、消防庁舎、総合支所の建設などを行い、合併後の地域づくりや住民福祉の向上が図られてまいりました。

それぞれの地域において、長年にわたり課題とされてきたことを、合併特例債を活用して解決できたことは、合併後の市民の一体感醸成やにぎわいの創出など、地域の活性化につながっているものと認識しております。

しかしながら、償還額に対する一般財源負担が3割という有利な地方債とはいえ、財政面では、短期間に集中して大型事業を実施したことにより、後年度負担となる公債費の増加を招き、経常収支比率や将来負担比率の上昇につながっていることも事実であり、今後の財政運営に当たっては、多額に上る合併特例債の償還額の動向を念頭に置きながら、健全性の確保に努めてまいります。

次に、2、市財政における一般財源の状況などについての（1）新市建設計画に係る合併特例債の総額は。また、起債残高と償還の状況、併せて、令和6年度の一般財源の

充当額についてにお答えいたします。

新市建設計画に係る合併特例債の発行総額は、令和５年度末時点で約498億円であり、発行限度額にほぼ達しております。

次に、借入れ残高についてであります。令和５年度末時点で約236億円となっており、これまでに借り入れた分の約53%の償還を終えている状況にあります。今後の見通しといたしましては、その元利償還金が本年度の約26億円をピークに、ここ数年は20億円台前半で推移しながら、令和23年度で償還が完了する見込みとなっております。

また、本年度の一般財源の充当額につきましては、合併特例債の元利償還金約26億円のうち、70%が普通交付税で措置されることになっておりますので、約８億円となる見込みであります。

次に、（２）一般財源の現状と将来見通し。また、財源の捻出はについてお答えいたします。

令和６年度一般会計当初予算においては、市税約80億円のほか、地方譲与税約７億円、地方交付税約164億円など、主要一般財源を約285億円と見込んだところでありますが、その約６割が国から交付されるものであり、国の地方財政計画の動向が本市の予算編成に大きな影響を与える構図となっております。加えて、収支不足を約13億円の財政調整基金繰入金で調整するなど、厳しい財政状況にあり、自主財源の確保は今後の財政運営上、大きな課題となっていることは周知のとおりであります。

今後の見通しといたしましては、洋上風力発電等による市税の増収などプラスの要素がある一方、人口減少による普通交付税の低減が見込まれるなど、一般財源の確保はさらに厳しくなっていくものと見込んでおります。新たな財源の確保に全力を挙げていくことは当然であります。一般財源の大きな伸びが期待できない中であって、限られた財源を最大限活用していくためには、行政改革のさらなる推進を図り、既存の事務事業を安易に踏襲することなく、あらゆる事業において聖域なき見直しを行い、歳出の削減に取り組んでいくことが重要であります。

さらには、こうした行政改革の推進による歳出の削減に加え、国や県の補助制度の活用や交付税措置の高い有利な地方債の活用による財政負担の軽減、受益者負担の見直しとともに、ふるさと納税の積極的な展開に努めるほか、中長期的には、起業や移住・定住促進、産業振興などによる税源の涵養にも努めていく必要があると考えております。

次に、（３）公債費負担比率。また、将来負担比率とその動向についてお答えいたします。

実質公債費比率は、公債費が自治体の財政運営にどの程度影響しているかを、過去３年間の平均で示したものであり、国が定めた地方自治体の財政状況の健全度を見る指標の一つとなっております。この比率が18%を超えると、起債許可団体となるなど、義務的経費である公債費を通して、財政の硬直化を示す重要な指標であり、本市の令和４年度の実質公債費比率は11.4%となっております。

また、公債費に関連する指標としては、普通会計の一般財源総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率がありますが、この比率が高いほど、将来、負担を免れることのできない借金の返済に係る割合が高いことを示すと同時に、政策に充当できる一般財源の割合が少ないことを示すものであります。

本市の公債費負担比率については、令和4年度で18.9%、警戒ラインとされる15%を超えている状況にあります。総合防災公園整備事業や羽後本荘駅周辺整備事業、学校改築事業などの大規模事業を実施した際に借り入れた市債の償還が本格化し、今後も高い水準で推移していくと見込まれる中、今後予定されている学校建設などの大型プロジェクトに加え、金利上昇による公債費の増加に併せ、分母となる一般財源の減少が見込まれ、比率の上昇は避けられないものと考えております。

次に、将来負担比率であります。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を示したもので、実質公債費比率と同様、健全度を見る指標の一つとなっております。市町村においては、この比率が350%を超えると早期健全化基準団体となりますが、本市の令和4年度の比率は108.8%となっており、令和3年度と比較しますと15.3ポイント上昇しております。

投資的事業の重点化と平準化を図りつつ、市債を借り入れるなど、将来負担の抑制に努めているところでありますが、充当可能な基金や指標の分母となる標準財政規模の縮小が見込まれるなど、公債費負担比率同様、比率の上昇は避けられない状況にあります。

これらの財政指標は、本市の財政運営を展望していく上で、非常に重要な指標でありますので、地方債借入額の抑制はもとより、行政改革の推進による歳出の削減を図りながら、比率の上昇を抑制してまいります。

次に、（4）経常収支比率の硬直化への対応。また、その動向についてにお答えいたします。

令和4年度の本市の経常収支比率は91.5%となっており、県内平均の92%と比較し、0.5ポイント下回っている状況であります。一方で、令和3年度との比較では、歳出においては、物価高騰などの影響による経費の増嵩、歳入においては、普通交付税等の減少などにより、経常収支比率は3ポイント上昇しております。

今後の見通しにつきましては、歳入面においては、人口減少による市税や普通交付税など、経常一般財源の減少が見込まれ、歳出面においては、人件費や社会保障費などの義務的経費をはじめ、物価高騰による物件費などの増加も見込まれることから、経常収支比率は90%台の高い水準が続き、財政状況はさらに厳しさを増すことが懸念されます。

将来にわたって持続可能な財政基盤の確立につなげていくため、第4次行政改革大綱やデジタル化推進計画などに掲げた行政改革の取組を着実に実行し、選択と集中による各事業の見直しを行いながら、経費の一層の削減などを進めるとともに、投資的事業等の計画的な実施と地方交付税措置率の高い有利な地方債の活用により、公債費負担の適正化と将来負担の軽減を図り、弾力性のある健全な財政運営に努めてまいります。

次に、3、ビルド・アンド・スクラップにおける財政の弾力性確保。また、スクラップにおける住民説明についてにお答えいたします。

大項目2でお答えいたしましたとおり、本市の財政状況の厳しさを考慮いたしますと、これまでの事業を見直しを行うことなく安易に継続しながら新たな事業に財源を振り向けていくことは、大変難しい状況にあると考えております。こうした状況の中、新たな施策に必要な財源を確保するためには、全ての事業において、必要性や緊急性、有

効性、経済性の視点による見直しを行い、限られた財源の有効活用と財政の弾力性を確保していかなければならないと考えております。

また、新たな事業の立ち上げや既存事業の変更・廃止、制度の見直しについては、これまでも予算編成作業の早い段階から、スクラップ・アンド・ビルドを徹底しながら、庁内及び関係団体などとの協議を行ってきたところであります。

今後も、こうした取組をさらに強化させるほか、様々な場を通して地域や市民の声に耳を傾けるとともに、アンケート調査などの広聴活動を積極的に行いながら、市民の皆様から十分な理解が得られるよう、しっかりと丁寧な説明に努めてまいります。

次に、4、次期総合計画について、（1）総合計画の終期を令和7年度へ1年延長した趣旨。また、継続性の観点についてにお答えいたします。

このたびの総合計画の期間延長については、現行のままでは、現市長の任期最終年に次期計画の策定作業を迎えるという状況となることを踏まえつつ、基本的には、新たな計画は直近の選挙で選ばれ、就任した市長の手によって策定されるべきとの考えに立ち、計画期間を4年とするとともに、次期市長が就任後に計画策定に着手できるよう1年延長しようとするものであり、議員の皆様にご理解いただき、現行計画の期間延長を含む改訂を行ったところであります。

誰が市長になったとしても、市として安定的・持続的に取り組むべき課題は、当然に継続性の確保が重要であります。同時に、リーダーとして本市の将来をにらんで、新たな課題への対応を積極的に行っていくという姿勢も強く求められるものであります。また、課題解決に向けたアプローチについては、その時々最新の技術や市民をはじめとする様々な人の知恵・アイデアなどを結集して対応していくことが重要であると考えております。

さらに、人口動態や将来推計人口などのデータを分析・活用し、この先、市が直面すると見込まれる諸課題について予見し、市の特色を生かした対策を講ずるなど、社会経済情勢などの世の中の動きを見据えて対応していくことも、時代に対応した継続性の一つのスタイルだと考えております。

これから策定に着手する次期総合計画では、行政の継続性を担保する上で必要な現行計画の振り返りと現状分析を行うため、市民に向けたアンケート調査や有識者へのヒアリング、ワークショップを開催するなど、様々な手法を用いて各界各層の意見を伺う予定で準備を進めております。そうしたプロセスを通して浮かび上がってくる、これまでの市の取組に対する市民の思いや、市が抱える課題などを抽出し、市が重点的に取り組むべき課題を明確化してまいります。

トップに立つ人の考えによって、どういう分野での継続性の確保に軸足を置くのか、様々なありますが、本市の風土や歴史、魅力を紡ぎながら、継続性の視点を念頭に置き、将来も市民が生き生きと豊かに暮らすことができるまちづくりを目指し、次期総合計画を策定してまいります。

次に、（2）総合計画策定のスケジュールについてにお答えいたします。

次期総合計画については、令和6年度と令和7年度の2か年を策定期間とし、令和8年度を始期とするものとしており、現在、公募型プロポーザル方式により、計画策定業務支援に係る業者の選定を進めており、今月中に委託業者を決定する予定としておりま

す。

策定のスケジュールにつきましては、7月を目安として、市民満足度調査、結婚・出産・子育てに関する調査、若者の定着に関する調査の3つのアンケート調査と、庁内関連部署へのヒアリングを実施し、現行計画の取組と現状を分析し、9月をめどに市が今後取り組むべき課題を抽出してまいります。あわせて、人口動態や将来推計人口などの様々なデータを収集・分析して、秋頃には次期総合計画の策定方針を決定し、翌年度から本格的に始まる議論の準備をしてまいります。

その後、令和7年6月には、基本構想と基本計画からなる素案を基に、パブリックコメントなどを通して市民の皆様からの意見を伺い、それを反映させた最終的な案を、12月頃までに完成させることを目指しております。なお、計画の策定に当たっては、外部の委員による検討委員会で審議していただくとともに、庁内に担当者会議や部長級会議を置き、全庁を挙げて取り組んでまいります。

議員の皆様には、策定過程の節目節目で、議会全員協議会などにおいて、策定の進捗状況を報告してまいりますので、その際には、御意見や御提言をよろしくお願い申し上げます。

次に、（3）総合計画に市民意見の反映についてにお答えいたします。

現在の総合計画では、人口減少に歯止めをかけるという大きな課題解決に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。令和5年12月に、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口と、平成30年に公表された推計とを比較すると、僅かながら人口減少のスピードが緩やかになっております。

人口減少への取組につきましては、次期総合計画においても、引き続き、重点的に取り組むべき課題となることは明らかであり、人口が減っても豊かに安全・安心に暮らすことができる、持続可能な市の将来像を市民に示してまいりたいと考えております。今後、次期総合計画に基づく施策・事業の推進に当たっては、その財源確保が重要となってくることから、ふるさと納税による歳入確保などのほか、公共施設の適正配置や不要不急の事業の見直しなど、聖域なき行財政改革を推進しなければなりません。

本市の厳しい財政状況については、各地域で開かれている行政協力員会議でも説明させていただいているところであり、今後の行財政改革の推進については、市民の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。なお、行財政全般に係る市民の皆様の御意見については、市民満足度調査において集約し、次期総合計画に反映させてまいります。

次に、（4）少子化対策に資する基金創設の考えはについてお答えいたします。

本市の少子化の現状を見ると、令和2年の年少人口は7,470人、全人口に占める割合は10%となっております。それに対して、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した30年後の令和32年の将来推計人口では2,772人、6.5%に減少するなど、厳しい見通しが示されました。

また、議員の御指摘のとおり、出生数が合併時から半減しているなど、少子化が顕在化していることは、私も大変危機感を抱いているところであり、次期総合計画においても、現総合計画の人口減少の克服、とりわけ少子化の克服に向けては重層的に継続して取り組むべきものと考えております。

言うまでもなく、この地域で生まれた輝かしい未来のある子供たちを地域全体で支え、子供たちが自分の夢に向かって羽ばたくことを精いっぱい応援するとともに、将来、自分の夢を実現しながら、地域を持続的に支える担い手として活躍することを願っております。

さて、次期総合計画の策定に当たっては、少子化が進む現状にしっかりと向き合いながら、これまでの取組や課題について、アンケート、ワークショップ、有識者へのヒアリングを通して、各界各層から考えを伺い、特に若者、子育て世代を中心に、子供を持つことに対する考え方について重点的に意見交換をしながら、今後、取り組むべき課題を洗い出し、本市の特色を生かした由利本荘市ならではの取組に昇華させてまいります。次期総合計画においては、これらの取組をしっかりと位置づけながら、直面する課題解決に向かっていくことが求められますが、同時に、裏づけとなる財源確保が重要となってまいります。

議員御提案の将来にわたる少子化対策に充てる財源を基金として確保することは、市として、今後とも安定的・継続的に子育て支援策を展開していくという力強いメッセージを発信することになり、手法といたしましては理想的であると感じているところであります。

一方で、単年度で見ても、財政調整基金繰入金に頼っている現状では、現実的に積立原資を確保することも容易ではなく、各種基金の精査やふるさと納税において子育て支援に用途が指定されている寄附額の動向などを踏まえ、基金設置の可否を今後の検討課題にしたいと考えております。

当面は、各年度の予算編成において、少子化対策に必要な財源は確保してまいります。引き続き、公共施設の適正配置、適正規模の行政運営、事務事業の見直しなどの不断の行財政改革を一層強力に進め、ふるさと納税等による歳入増への取組を拡大すると同時に、経常経費の削減を図り、財政の弾力性を保ちつつ、少子化対策など政策経費のための財源を確保してまいります。

次に、5、合併20周年に係る記念事業などについての（１）仮称、合併20周年記念事業の機運醸成に係るロードマップについて、（２）事業計画を含め、市民参加型の記念事業の考え方はについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

御質問にありますとおり、本市は、令和7年3月22日で合併20周年を迎えます。記念事業につきましては、令和7年度に実施する予定であります。今年度はその準備や機運を高めていく取組を進めるとともに、年度内の早い時期に、庁内外の意見を参考にしながら、来年度の記念事業についての方針を決定し、適切な時期に着手できるよう計画的に進めてまいります。

また、事業の実施に当たっては、8つの自治体が合併して誕生した由利本荘市が、20年の時を経て一つの市となったことが実感できるような、市民参加型の事業にしたいと考えております。具体的な機運醸成に向けては、広報紙やSNS等を活用した周知やキャッチフレーズなどの作成を含めて、庁内で検討してまいります。

いずれにいたしましても、二十歳になる由利本荘市を市民の皆様と一緒に祝いし、喜びを分かち合いながら、21年目に向けて新たな一歩を進める機会とするべく努めてまいりますので、議員の皆様からも多くの御助言をいただければと考えております。

以上であります。

○議長（長沼久利） 18番伊藤順男さん、再質問ありませんか。

○18番（伊藤順男） 財政に係る質問というようなことが主でありまして、答えにくい面もかなりあったのではないかと、質問も大変しづらかったということでもあります。その中で少し再質問をさせていただきたいと思います。

大項目1、合併時から今日的背景における行財政運営などについて、中項目（1）合併によるスケールメリットは。また、今日的財政基盤強化に係る所見についてでありますけれども、大項目1全般にわたって、市長の考え方、これからいろいろな形で、今までのことは今まで、これからのことは新しい方向に向かって行革等々を進めていくという中でないと財政がもたないというのが全体の流れだったのでないかと思っているところです。

そうした中でスケールメリットということですが、例えば、議会費一つ見ても、旧本荘市の議会費は約2億3,000万円から4,000万円ぐらいでした。現在の由利本荘市の議会費が2億4,000万円くらいです。

なぜこういう形になったかといいますと、議会議員の定数を減らす、あるいは全国に43類似団体があるわけですが、例えば、由利本荘市の類似団体は、秋田県内だと横手市、大仙市です。類似団体比較カードがありまして、標準的なものに改革の中で合わせていったということが、今の議会費につながっているということでもあります。

そうした面から考えますと、まだまだ行政として合併のときのしがらみが取れていないという感じがしますので、もう一度、簡単に結構でありますので、これからの行政改革とスケールメリット、財政基盤の強化について御答弁お願いできればと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど同規模の横手市だったり、大仙市のお話をされましたが、この20年間で、合併のスケールメリットだとか、いろんなメリットを生かすための取組というのが、他市より少し遅れてきていたのではないかというのは率直に感じています。

答弁の中で何度かお答えさせていただきましたが、1市7町が合併したということで、それぞれが持っている特色をしっかりと生かすということは、本当に大事なことでとも思っております。

ただ、そこをあんまりずっと考え過ぎていくと、いろんな合併のメリットというのは生かしていけないということがあって、新たな由利本荘市という表現をさせていただきました。そこまで極端なところまではもちろんできませんし、考えませんが、仮に7万幾らの人口で、この1,200平方キロメートルの面積の中で、何にもないところで由利本荘市をつくったときに、果たして公共施設というのは何棟あればいいのか。例えば、体育館とかであってもいいですし、学校、市役所、そうしたものが真っさらからつくったときには一体どういう形になるんだろうということもひとつ考えながら。ただ、それはかなり極端な話になるので、そうするというだけでは全くありませんけれども、そうした視点も頭に置きながらいろいろと進めていかないと、この後、10年後、20年後の由利本荘市を次の世代にしっかり届けるために、そうした行財政改革は、本当に聖域なく考えていかないといけないところに今来ている。もしかしたら、動きが遅かつ

たと言わざるを得ないと考えております。

いずれ、何度もお答えさせていただいたとおり、今も大事ですけども、今後10年後、20年後も見据えた取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（長沼久利） 18番伊藤順男さん。

○18番（伊藤順男） ありがとうございます。イメージとして新たな由利本荘市を構築するのだというようなこととお話しされていたものと思います。いずれにしても、財政がきちんとしていないと未来はないわけでありますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

大項目2、市財政における一般財源の状況などについて、中項目（1）新市建設計画に係る合併特例債の総額は。また、起債残高と償還の状況、併せて、令和6年度の一般財源の充当額についてでありますけれども、先ほど洋上風力だとか、ふるさと納税等々で、やはり役所はどうしても自前で稼ぐ力というところに少し鈍さがあるのかなど。収納課だとか税務課だとか、お金を徴収するということは一生懸命で、あとは皆、使うほうだと、支出のほうだと。歳入に係ることが少し弱いのかなという感じがします。

そういう中で、洋上風力、ふるさと納税というような話があったわけですが、留保財源ということで話をさせてもらった経緯があります。例えば、洋上風力について、あるいはふるさと納税について、留保財源という意味ではどのような考えになるのか、今時点で結構です。話ができるようであれば、お願いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

細かいところは総務部長より答弁させますが、先ほど前段で言った財政が厳しいという中で、いろいろと縮減をする、いろいろな負担をしていかなければいけないという状況についてはお話ししたとおりであります。一方で、少し夢のある話ではないですけど、由利本荘市はまだまだ稼げるポテンシャルを相当持っている市であると私も考えています。私も民間でというか、その立場で市長になっているわけでありまして、稼ぐということについては、かなり積極的に考えております。

洋上風力についても、今度、陸上工事がいよいよ始まるということで、送電線の関係ですね。かなり大きな事業になるということで、市内の事業者の方々もかなり積極的に取り組むということで動きがありますし、鳥海ダムという大きなプロジェクトも、引き続き動いているところであります。洋上風力については、動き出してから20年間、固定資産税を含めいろいろな収入があるということで、大変期待をしております。

ふるさと納税についても、今回、一気にばーんと伸びたということは、先般御報告させていただきました。2億幾らだったのが、今、6億円、7億円弱というところまで来ています。実は、まだまだ伸び代があるんですが、一方で返礼品が追いつけないという現実があって、返礼品をしっかりとどんどん、もっともっと準備できるようになれば、まだまだ稼げると感じています。

もう一つ、企業版ふるさと納税については、まだ由利本荘市、これからというところでありまして、そうしたことを考えると、稼ぐ伸び代はまだまだある市であるということで、抑えるところは抑える、稼げるところはしっかり稼ぐということで、本当に持続可能なまちになると確信をしているところであります。

御質問の詳細については、総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

令和13年から洋上風力の風車に係る固定資産税の収入があると、我々は見込んでおりまして、議員の御質問にもありましたとおりに、75%がいわゆる基準財政収入額で、残りの25%が増える部分だと思っております。その25%分については、約5億円から6億円程度ではないかと現時点で試算をしております。

そのほかに、例えば設備であったり、それからいろんな方の移住・定住の分も含めると、また少しは増加分が見込まれるのではないかと試算をしておりますが、財政側としては、過度な期待というものはあまりしないで、その低いところで見ながら、それに伴って歳出を調整していくという視点でありますので、まずはその程度の財源を確保して、それをどのようにして効率的に運用していくか、活用していくかという視点の中で、今後の財政運営を考えていきたいと思っております。

○議長（長沼久利） 18番伊藤順男さん。

○18番（伊藤順男） ただいま風力発電施設に対する固定資産税として5億円から6億円ぐらいでないかという話でありましたが、先ほど市長は鳥海ダムについてちょっと話しされているんですが、ダムについては固定資産税等々が入ることになるのかならないか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

ダムに関しての固定資産税というものは、我々としてはあまり期待しておらないところではありますが、各種交付金についていろいろな制度があります。それでどのくらい入ってくるかというのはまだ未知数でありますので、その点については、今後、情勢等を勘案しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（長沼久利） 18番伊藤順男さん。

○18番（伊藤順男） この質問の中で経常経費259億円に対して、280億円の経常収入だというようなことで話をさせてもらって、今のお話ですと、5億円から6億円が今後収入になると。

しかしながら、この後、国勢調査が令和7年度にありまして、私の試算で誠に申し訳ないんですが、人口に対する交付税が一番大きいわけですから、人口減ということで恐らく単純な計算で5億円ぐらいは下がるのではないかという感じを持っています。ということは、令和13年度に5億円、6億円増えて、また減るということになりますと、現状維持といった感覚の中で、増になるということは大変厳しい状況かと考えますが、どのような判断をされているかお聞きします。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおりに、人口減少とそれから歳入増というふうなバランスの中で考えたときに、現状維持という線は避けて通れないものと我々も思っております。

標準財政規模という金額もございますが、当然、それについても、今後、大きな増額は見込めないであろうと思っておりますので、どうしても歳出面の削減をしないと、こ

の市はもたないのではないかなと私は考えております。

よって、いろいろな施設の統廃合、それから廃止・解体等について、公共施設等総合管理計画でかなり厳しい計画を立てておりますが、市民の皆様への丁寧な説明で御理解をいただきながら、行財政改革を推進してまいりたいと思っております。

○議長（長沼久利） 18番伊藤順男さん。

○18番（伊藤順男） 今、市民に対する説明というような答弁があったところですが、広報で年2回でしょうか、由利本荘市の財政という形で出ている。これは地方自治法で決められているんですね。

年2回、市民にお知らせをなささいという中で、広報を見てもどうもよく分からないんですね。我々が見てもなかなか分かりづらい。財政がこういう状況だということをもっと分かりやすく広報等々に出していく中で、市民全体が厳しい情勢なんだということが分かるような、醸成ができるような、そういうシステムにしていかなければならないという感じがしますがいかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

全くそのとおりだと思います。今回のこの答弁書を作るに当たり、専門的な言葉もたくさん答弁の中にもありますし、普通に聞いているとなかなか分かりづらいというところも多々あるだろうと思っています。

こうした言葉で広報を出すと全くそのとおり、分かりづらいという要素もあるなというふうに思います。ただ、広報は広報でまず従来どおりの形で、例えば、家計に見立ててみるだとか、そういったこともしながら、もう少し分かりやすくするというのもそうです。

先ほど答弁させていただきましたが、先般、行政協力員会議、いわゆる町内会長の会議で、8地域で講話を約30分させていただいた中で、今までそういった話をしてきませんでしたけども、今回は財政について少し踏み込んでお話をさせていただきました。

この後、私が出向いていくオープントークだとか、いろんな場面もありますし、市民の皆さんと関わる場所も多々あります。私に限らず、うちの市の職員等々もありますので、そういう中で現状を理解していただけるような話というのは、しっかりとしていかなければいけないと思っておりますので、そうしたことも通しながら、御理解をいただけるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（長沼久利） 18番伊藤順男さん。

○18番（伊藤順男） そのようにひとつお願いをしたいと思います。

大項目4、次期総合計画について、（1）総合計画の終期を令和7年度へ1年延長した趣旨。また、継続性の観点についてお聞きしたところでした。

継続性について、私がちょっと受けた感じでは、もう来年選挙があるわけですが、新しくなった市長に全部丸投げと、大変失礼な言い方なんですけど、そういうイメージで捉えた面もあります。

今日の市長の答弁を聞いてそうでないんだと、いろいろな計画、準備から全てのことをやるんだと。だけれども、次の市長選挙で当選された市長がやれるようなことをきちんと残しておくと言えば、変な言い方ですが、そういうようなことを次期にやれるよ

うな準備もしていくということですから、そのとおりにお願いをしたいということであり
ます。

その中でやっぱり何といいましても、市民参画ということもきちんとやるということ
でしたので、私は市民の参加なくて総合計画はないものだろうと、あるいは財政なく
てないものだろうということでもあります。どうかひとつ、今日の答弁を聞いて分かりま
したので、PDCAサイクルできちんとやるという話でしたので、そういう形で計画を
しっかりやっていただければと、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。以上で、
再質問を終わります。

○議長（長沼久利） 以上で、18番伊藤順男さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） 無所属の阿部十全です。一般質問に入らせていただきます。

今日の大項目1は災害対策についてであります。4月に行ってまいりました能登半
島の現状を見て、その中からの質問とさせていただきますので、4日間行ってまいりま
したものを4分ほど前置きをさせていただきます。

4月3日、土砂崩れの現場をバックホーで掘っている秋田の人が、1月5日に会社か
ら現場に来いということに入っています。その方が土砂崩れの現場を掘っているんです
が、消防の方、それから地元警察の方が行方不明者を探します。でも、見つからない場
合は機械で掘っていきます。数週間後、ちょうどそういう現場に遭ったそうです。

手前のうちの方は、きれいな体で出してほしい。ところが隣の方は、もうこの土の中
に入れとくのは忍びないから、少しでもいいから早く出してくれというようなことを、
そこには国交省とか、警察とか、消防がいるんですが、その運転手に家族が言うんだそ
うです。

そして4日、珠洲市のボランティアセンターに行ってみりました。所長は御自宅も
半壊しております。御家族は二次避難しています。私が行ったのは4月3日からです
が、お一人残って、丸3か月以上、単身で水道のないうちにいます。そして、勤務先で
あります社協に行って、大概の生活の支度はしながら、今まで何もできなかったけど、
だんだんと被災者が帰ってくるこれからが正念場だということで、まだまだ単身で頑
張っていくというふうにおっしゃってくださいました。

4月5日、七尾のコミュニティラジオななおに行ってみりましたが、スタジオも壊
れて放送ができませんでした。そして、2週間後に放送できたのですが、取材する余力
がなく、独自のニュースを届けることができなくて、通常の番組表どおりの番組しか届
けられないというジレンマで大変悔しがっておりました。

それやこれや4日間行ってまいりました中、多分、由利本荘市からも能登半島に行っ

て、いろいろ現状を見て、職員の方から報告は上がっていると思いますので、質問と答弁の乖離はそれほどないのではないかと思いますので、質問に入らせていただきます。

大項目 1、災害対策について、中項目（1）災害時の被災家屋の扱いについて伺います。

由利本荘市のまちづくりのための立地適正化計画というものを策定しようとしております。そこで行われているアンケートについてです。関心は高いけれど、市民に見えていない、伝わっていない、満足度が低くなっているという結果が出ています。市の防災について考えていかなければならないと思います。

石川県珠洲市を視察して、当市での災害に対する備えについて伺うものです。

本市の災害時の被災家屋の扱いについて伺います。今年 1 月 1 日の災害の状況から、明日は我が身と想定し、備えなければならぬと思います。

奥能登では、国の支援がなかなか届かない。自治体が独自に動けない。住民の意識の把握ができていないことなどで復旧が遅れておりました。被災家屋についての作業は、解体業や建設・建築土木業等に限られていますが、石川県珠洲市周辺では 4 月上旬でも家屋の多くが被災当時のままでした。特に被害が目立ったのは、耐震設計されていない瓦屋根の旧家のようなものでした。

復旧・復興には、壊れた家屋等を片づける必要があります。そのためには、被災者の承諾を得ることが必要ですが、市民の多くが二次避難をされていて、被災者との確認が取れずに、倒壊家屋に手がつけられないことが、復旧を阻む一つの原因でした。現実として想定しておかなければならない新たな視点でした。

避難者との連絡確認と被災家屋の扱いについて伺います。

本市でも大きな災害を想定し、被災者の立会いがなくても、立入りや解体作業ができるように世帯主から事前に覚書等をもらうなど、備えが必要と思われます。早くに復旧作業に取りかけられるようにするための対策は取られているのか、また、本市で想定している課題があれば伺うものです。

大項目 1、中項目（2）後期高齢者及び独居高齢者の所在確認について伺います。

珠洲市社協ボランティアセンターの話によれば、被災して困っている人はたくさんいるはずだが、被災者からのボランティアの要請が少ない。避難しているなどの事情や近隣の目も気になるのだろうが、それでも被害から考えれば少ない。市民が我慢しているように感じている。相談しやすいような働きかけなどが足りなかったのかもしれない。相談に来なかった市民を置いてきぼりにはできない。結果的に置き去りになった集落もあり、これからが正念場だとセンター長は話していました。

本市も、災害時に市民を置いてきぼりにしないようにしなければなりません。今後、行政の職員も減って、市民も高齢化する中、互いに災害時の対応の意識を高め、行政と市民のタッグで災害に対処する方向を明確にして、オール由利本荘でふるさとを守るための市民会議のようなことはできないものなのではないでしょうか。町内会、民生委員が把握し切れていない後期高齢者や独居高齢者がいるようです。人的被害を最小にするために、事前にできることはやる、近くの人々が助け合う市民一人一人のマンパワーこそが、防災・減災の要です。

市の避難行動要支援者名簿というものがあり、このように記されています。災害時に

は、この名簿情報を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うことを目指すとともに、平常時の声かけ等の見守りや防災訓練の実施に活用していただくことを目的としていますと記されております。本市でも、およそ8割の町内会等と協定を締結し、名簿を提供いただいておりますが、本人からの同意確認が必要で、名簿に載っている人は対象となる要件を満たす人に限られています。後期高齢者や独居高齢者は当てはまりません。

そこで伺います。自主申告、手挙げ方式なものではありますが、平常時の声かけ等の見守りや防災訓練の実施に活用していただくことを目的としている避難行動要支援者名簿に、後期高齢者及び独居高齢者も含めたものを作成するおつもりはないか伺うものです。

大項目1、中項目（3）輸送道路の確保と住民による実践的な訓練について伺います。

石川県の場合、海岸沿いの集落は大変狭い路地が多く、マンホールが道路の中央付近に設置され、最初の地盤隆起、その後の地盤沈下による影響で高く突き出て残され、車の通行を遮断している道路が目立ちました。道路確保が困難で、復旧工事の着手が遅れている原因の一つでした。

被災地によって違いはありますが、奥能登では電気が通るまでおよそ2週間から1か月以上かかった地域もありました。水道は本管の工事行われていましたが、4月現在でも各家々では使えない状況でした。これは5月現在でも大きくは変わっていないそうです。今現在、何か欲しいものはないか、珠洲市の社協に聞きましたところ、水が欲しいと即答で答えていただきました。給水車頼りでした。それも道路状況で難航しておりました。

能登の被災当初の画像を見れば、住民が孤立していて支援物資が届かない状況で、なぜ空路や海路を使って物資や人を運ばないのかと思いました。本市ではどのように対応するのか、輸送道路の確保と住民による実践的な訓練について2点伺います。

初めに、土砂崩れや崖崩れ、津波被害想定区域などは、ハザードマップなどで危険箇所が指定されております。それらの箇所が予想以上の規模の災害となって道路が遮断された場合など、どのように道路を確保するのか、ほかの輸送方法で対応するのか、関係機関との連携はできているのか伺います。

続いて、災害で集落が孤立した場合を想定し、避難方法や支援物資補給路の確認など、関係する住民と話し合いを行っているのか、住民による実践的な訓練は行われているのか伺います。

同じく大項目1、中項目（4）ボランティアの受入体制について、小項目①ボランティアの受入方法について伺います。

資料として、4月4日の北國新聞、ちょっと今日、忘れてきてしまいましたが、地元の新聞に大きくこのことが記されておりましたので、あえてここでお話をさせていただきます。

石川県知事が全国ニュースでボランティア支援など移動を控えていただきたいと発言し、ボランティア数が激減いたしました。安易に受け入れられる状況にない被災地の事情もありますが、4月現在も尾を引いて申込みが不足しておりました。

能登半島地震復興のためのボランティア活動に関しては、石川県を通して申し込んだ人に限定され、県が県内自治体からの要請を受け、必要な人員を金沢市からバスで派遣する方法を取っています。知人、友人、家族などの個人的つながりがある場合を除いて、ボランティアが被災された自治体に行って、個人での申込みや活動はできないようになっていました。近隣の自治体も被災しており、相互の協力ができない状況で、県や国の指示が必要だったとは思いますが、これにより十分なボランティアを確保できない状況でした。現時点では、石川県内では各地の社協によって独自の募集をしているところもあり、問い合わせれば受入れに対応してくれるようです。

そこで、本市のボランティアの受入方法について伺うものです。

災害の状況により臨機応変に対応するというのが、一番大事なことはありませんが、県や国の指示に従うのか、本市独自のボランティア受入れのマニュアルがあるのか、お尋ねをいたします。

同じく大項目1、中項目(4)ボランティアの受入体制について、小項目②ボランティア受入れ時、派遣時の事前準備や備品等について伺います。

被災1週間後頃から一般のボランティアの受入れが始まるとして、受付時間やマッチング調整に大変時間がかかります。手順が整ったとしても、ボランティア活動に必要な用具がなければ、なおさら支援までの時間がかかります。

珠洲市の現場では、レンタル事業者がボランティアに加わり、ボランティア作業のサポートをしておりました。速やかにボランティア活動ができるように、本市が事前準備している施設、備品等について4点伺います。

1点目、備品管理保管所、そして受付スペース、これはあくまでもボランティアの受入れについて聞いているものですので、お願いいたします。休憩室・駐車場など、本部となるボランティアセンターの場所や見取り図は策定されているのか。

2点目、携帯電話用の臨時電波送受信機、いわゆる基地局の設置について、設置予定場所や要請しているメーカーは決まっているのか伺います。

3つ目、ボランティア活動で使用する人員送迎車、作業用ダンプ、軽トラックなど、レンタカー会社等との協定はできているのか。

4つ目、トイレカー、湖沼、河川の水の浄化装置、仮設シャワー付きのテント、給水車、発電機、投光器等災害時に備えた機材のレンタルや提携の協力企業があるのか。特に水の浄化装置は大変重要な働きでした。企業への働きかけは行われているのか、伺います。

この4点はまさに珠洲市のボランティアセンターが整備しているものでございまして、由利本荘市はどのようなになっているのか伺うものです。

同じく大項目1、中項目(4)ボランティアの受入体制について、小項目③ボランティアの地域リーダーの育成と人員配置について伺います。

本市でもボランティア活動に対応するための指揮系統があると思います。ボランティアの登録者には、専門的な知識や技術・資格を持っている人がおります。適宜な場所で活動してもらうことが大変重要と考えます。

これまでのボランティアの経験から、ボランティアセンターを設置した場合、センターの運営は社会福祉協議会が当たります。他県から派遣された職員が、運営に当たる

場合があるというよりは多いです。由利本荘市も今日から珠洲市のほうに行くというふうに言っておりました。

この場合、被災地の地理に不案内であること、そのボランティアの受付の場所がです。そして、土地の事情など把握できていないこと、こういったことで指揮系統が的確でない場合が生じます。経験上、ボランティアの活動に心身の影響が出て作業が滞りがちでございました。地元住民の配置があれば、災害時により適切な指示ができます。被災地の見回りも大変重要な課題です。地域リーダーの育成などでボランティア活動をより充実させるため備えておきたいものです。ボランティアの地域リーダー育成と人員配置について伺うものです。

職員も被災者となる甚大な被害の場合は、市職員だけでは指揮監督する人員が不足することが想定されます。災害に備えるには、ボランティア活動に対応できるリーダーとなる人材育成と、ボランティア作業によっては、防災士、ケアマネジャー、電気設備士などなど、有資格者の協力が必要な場合があります。有資格者の配置計画がなされているか、お伺いいたします。

また、町内会など小さな単位での地域リーダーが必要だと思われませんが、この地域リーダーは何かというと、一番は盗難でございました。こういった地域の見回りをしていくというようなことも大変に重要なことではないかと思ひまして、どのような取組がなされているのか、伺うものです。

大項目 1、中項目（5）災害関連死の認定について伺います。

災害関連死と認定されれば、災害弔慰金として遺族に最大500万円が自治体から支払われるものであります。これまでは認定に時間がかかり支払いが遅れている。こういった事例から2019年、国は各自治体に災害関連死の認定を迅速にするために審査会の設置を条例に規定するよう努力義務化しました。本市の状況について伺います。

災害に遭われ、指定された避難場所に避難したけれども、低体温症や体調維持困難、環境の変化に対応できずに亡くなられる場合などが想定されています。何らかの理由で避難所に入れない事情があり、自宅で避難生活を送っていた場合でも該当になった例もあるようです。被災された人にとって一番大変なのは被災後であることは明白で、本市としても今できることはやっておくべきと考えます。

4月現在、秋田県で条例に規定したのは、秋田市、美郷町、三種町の3自治体、そして先日の新聞では、男鹿市でもというニュースがありました。

本市では、災害関連死の認定はどう進めるのか、審査会の設置を条例で規定することについてのお考えを伺うものです。

続いて、大項目 2、道路、歩道整備について伺いますが、この質問に当たりまして、昨年度9月にも一般質問をしておりまして、その原因となったのは道路ではありませんが、実は市役所前の横断歩道と市役所前の正面にある点字ブロックです。もう見えない状況で、車で来ると横断歩道があるのかどうか認識すら難しい。まして、点字ブロックはほとんどが欠けて凸凹がない。そんな状況がずっと直っていないので、多分もう直すことになっているとは思いますが、そういったものを含めて、ちょっと時間がかかり過ぎているなというところから、道路、歩道についての質問とさせていただきます。

中項目（1）破損箇所修復と危険箇所への注意喚起についてです。

本市で整備される予定の道路や補修・保全される道路において、住環境の変化を受け入れたバリアフリー化とユニバーサルデザインが反映されるようお願いし、質問します。

初めに、道路の破損箇所修復と危険箇所の注意喚起について伺います。

雪解けが早かった今期は路面の欠損、歩道にある点字ブロックの破損、横断歩道の塗装落ちが目立ちます。歩行者や自転車、ベビーカーや車椅子などの通行に支障があったり、事故への誘因にもなりかねません。対応を急ぐべきと考えています。

昨年9月の道路状況の把握と対応について答弁いただいた中に、職員による日常の道路パトロールにより、道路状況を把握しており、損傷を発見した場合には、その場で応急的に補修し安全を講じている。国道・県道など市の管轄外の情報があつた場合は、管理者に情報を伝え対応をお願いしているし、情報共有を図っているとのことでありました。道路・歩道のひび割れや陥没、欠損など事故に結びつく可能性のある大きく目につく箇所については、市が把握しているものと思います。

この場合は、横断歩道の前の点字ブロックが崩れていたり、砂利状態になっていたりして、ちょっと歩きづらい状況のことを想定してお話しさせていただきます。歩行者が危険を回避するため、横断歩道ではなく、そこをよけようとして車道を渡り事故になった場合、これは保険の契約内容にもよりますが、保険の適用外になる場合もあるということです。

歩道や横断歩道の危険と思われる状況を、また、把握できる立場にある市の職員も通勤していて、注意喚起もされていない場所で事故が起きた場合、県道であろうが国道であろうが、予見される可能性や結果の回避というので市の責任も問われる場合もあるようです。これも契約内容によるそうですが。

そこで伺うものです。5月現在補修されているところもあります。補修が必要と思われる箇所が残されているところもありますが、注意喚起がありません。横断歩道や歩道の段差、点字ブロックの補修はどういった順位づけで補修が進められ、現在、対処されていないのか伺うものであります。

大項目2、中項目（2）バリアフリー化について伺います。

車椅子の方に、実際に移動していただいたお話をさせていただきます。

まずは文化交流館カダーレ西側駐車場、いわゆる市役所に近いほうのところから市役所脇の第2駐車場まで行きました。そこからまた1回、中央線の交差点のところまで戻って、北都銀行まで行きまして、それから今度は駅のほうに真っすぐと行って、羽後本荘駅舎の中を巡りました。そして、こっちから向かうと右側に駐輪場があるんですが、その駐輪場からカダーレまで、ずっとカダーレの中も通って、駐車場まで帰ったんですが、およそ2キロメートル程度通行してもらいました。これは電動車椅子の方です。介助者も一緒に来ていただきました。

車椅子は路面の凹凸、傾斜、段差があると機能的に使用が限られるものです。こうした状況に対応したものがバリアフリー法です。改正されましたバリアフリー法には、こう書かれております。この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における

旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律である。通称は、バリアフリー法またはバリアフリー新法となっています。

バリアフリー法というのは、昔は建物の中だけ段差のないものにしようというところが、今どんどんこういうふうにして新しくなっています。

私たちは駅に向かって進んだのですが、左側の道路、それから右に駐輪場に出る道路、それから喫茶店の前など、行けばすぐに分かると思うんですが、そういったところでございます。羽後本荘駅を背に左右の最初の歩道ともに点字ブロックの破損箇所があり、横断歩道を渡っては通行できませんでした。ほかにも車椅子を持ち上げなければならないほど陥没した箇所もあり、介助者のいない車椅子単独での通行は無理な箇所もありました。駅前ですが、夜間は街路灯も薄暗く、車椅子は使用できないと思われます。カダーレと第2駐車場間のガソリンスタンド側の歩道の点字ブロックは潰れていて、今日もですが、雨が降るともう水たまり状態です。

車椅子で検証いただいた感想を聞きましたら、「初めて羽後本荘駅に来た。一人では絶対無理だ。障害者のことは考えていない。考えているとは思えない。バリアフリーはカダーレの中だけでしたね」とのことでした。

そこで伺います。バリアフリー法は、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、その他の措置を講ずることにより、公共の福祉の増進に資するとあります。市の文化施設の中心で、人の往来も非常に多いカダーレ周辺、駅や第2駐車場からの動線も含め、こうしたところのバリアフリー化について、どのようにお考えか伺うものです。

大項目2、中項目（3）ユニバーサルデザインによるまちづくりの一環とした整備について伺います。

今、大門通りの辺りの新しくなったところ、停車場栄町線、大門本町通りの道は、車道と歩道がフラットになっておりまして、点字ブロックの凹凸の色も歩道と一体化したもの、明度で変わるんですが、また点字ブロックの代わりに、ゴムラバーの舗装素材、ウオクトップというものに変えて凸凹をなくしている歩道もできました。歩道の除雪が容易になり、多角的に見れば維持管理も低コストのようです。これは舗装業者から聞いたんですが、ラバートップの工事は、塗装会社の方がやるんだというふうにお話をしておりました。

今後の道路建設に当たり、市民の暮らしを反映したユニバーサルデザインによるまちづくりを進めていただきたく質問します。

初めに、点字ブロックについてです。市内の黄色点字ブロックは欠損・破損状態で、機能を果たしているのか甚だ疑問です。視覚障害で障害者手帳を取得している本市の人数は187名で、60歳以上が156名、女性の方が多く、等級はそれぞれですが、外出時はケアマネジャー等の指示に従って補装具を使用したり、付添いや補助の人が同行しているようです。

最近では、白杖を使い、道を歩いている人を見かけることが少なくなりましたが、道

路交通法では、目が見えない者、目が見えない者に準ずる者は、道路を通行する時は、政令で定める杖を携え、または、政令で定める盲導犬を連れていなければならないとあります。いわゆる一般的に白杖のことを示しますが、今は電子白杖、スマート白杖といわれる補装具が普及し始めているようです。杖にナビゲーションの機能がついているものです。A I の進歩により、機能性が増して安全に外出できる機会を得られるようになってきました。本市では、使用している人がいないようです。

これは、この方は実際にいる人の話です。高齢化により、杖を握れない方がいます。手押し車を利用して外出していますが、一見では視覚障害者と分かりにくい状態です。盲導犬の方もいます。今日は傍聴にもおいでいただいております。ありがとうございます。外出に不安と不満を持っています。訓練された盲導犬ですが、理解不足もあり、利用できる施設が少なかったり、断られた事例もあり、こうした団体には、私ごとではありますが、文書で改善をお願いしたこともあります。

ユニバーサルデザインによるまちづくりの一環として、障害者の心情に寄り添って、少しでも不安を解消していかなければならないと考えます。

道路・歩道の整備について質問です。草の生えている点字ブロック、すり減って凸凹のなくなったブロック、車の往来で壊れたブロックなど、市内に点在しています。対応について伺うものです。

次に、田舎であるほど車中心の道路と考えがちですが、免許返納や公共交通の利用促進などで、必ずしも車優先ではない時代を迎えると思います。小中学校や医療機関のある一番堰周辺等を含め、今後のまちづくりにおける一環として、道路・歩道について、自動車も歩行者も障害者も高齢者もベビーカーも安心して歩けるユニバーサルデザインを考慮し、次の世代に託すべきと考えます。

そこで伺います。今後の道路建設計画でユニバーサルデザインを考慮されている箇所、要旨説明のときでは、所管の方にはお話ししてありますが、例えば、学校周辺の幅員、要するに登下校の子供をそこに入れて、安全に乗り降りさせることができるような幅員、それから歩道に椅子を置く、もしくは日陰のものを置く、それからバス停の近くには雨除けの施設があるなどなど、そういったことを含めて、ユニバーサルデザインというふうに私は考えて、新しいところではやっていただきたいと思うんですが、そういうものを計画されているのか、伺うものです。

以上で質問を終わります。御答弁のほう、よろしくお願いいたします。

【1 番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、災害対策についての（1）災害時の被災家屋の扱いについてにお答えいたします。

災害発生時に被災した家屋等の解体・撤去は、私有財産の処分となり、原則として、所有者の責任によって行われるものとされている中、その災害によって、全壊と罹災証明書で認定された家屋等については、被災自治体が国の補助金を活用して、解体・撤去を公費で実施できるとされております。

さらに、東日本大震災や能登半島地震のように、特定非常災害特別措置法に基づく、特定非常災害に指定された場合は、半壊と認定された家屋等についても、公費解体の対象とされておりますが、いずれの場合にあっても、建物の所有者が複数の場合や登記上の所有者が既に死亡し、法定相続人が複数いる場合などには、権利者全員の合意形成が必要となり、解体・撤去が遅れる大きな要因となっております。

さらに、この公費解体制度を活用するには、罹災証明書が必要となるなど、様々な手順を踏む必要があることに加え、こういった場合に所有者が解体を望むのか、その範囲や家財の処分方法などを明確にしておく必要があることから、事前に頂いた覚書等で解体等を実施するのは極めて困難であると考えております。

災害対策基本法では、所有者不明の空き家や所有者と連絡がつかず、立入調査の同意を得ることができない場合でも、倒壊などの危険性がある場合は、所有者の同意を得ずに立入調査をし、土地家屋調査士などに判断を求め、建物に価値がないと認められたときには、解体・撤去しても差し支えないとされております。

しかしながら、本制度についても、このたびの能登半島地震においては、被災自治体の考えから、倒壊した家屋や家財はあくまでも所有者の財産であり、所有者の同意なく撤去をした場合、民法上の不法行為に問われる可能性も否定できないことから、解体・撤去作業が進んでいない状況にあると聞いております。

市といたしましては、今後とも罹災証明の申請から解体・撤去までが迅速に進むよう、家屋調査体制や事務体制の構築のほか、所有者特定に利用可能な制度について、調査・研究を進めてまいります。

また、市民の皆様に対しましても、万が一被災し、家屋を解体・撤去する必要がある場合に備えて、所有者全員の合意形成や相続登記の申請、さらには避難先でも連絡が取れるよう、町内会や各種団体の要望に応じて実施しております、まちづくり宅配講座などを通して周知してまいります。

次に、（２）後期高齢者及び独居高齢者の所在確認についてにお答えいたします。

東日本大震災の教訓の一つとして、障害者や高齢者等の方々について、情報提供、避難、避難所生活等の様々な場面で対応が不十分であったことを踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者について、その名簿作成が市町村に義務化されました。

現在、市では、この法律に基づいて名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援を行うことを目的に、協定を締結している自主防災組織等へ提供しており、平常時からの見守り活動にも活用していただいております。

避難行動要支援者名簿に登載する対象者については、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を参考とし、単に年齢などの条件で一律に登載するものではなく、要介護認定３から５の方や身体障害者手帳１級及び２級を所持している方など、一定の要件に基づいた方を基準として名簿に登載しております。また、こうした要件については、柔軟に運用しており、当初より高齢者等から名簿への登載の希望があった場合は、名簿に登録できることとしております。

災害時の避難については、支援者御自身の安全を確保した上で自宅に伺うなど、御近所同士での声かけが避難スイッチとなる大切なきっかけとなることから、今後も広報ゆ

りほんじょうやまちづくり宅配講座など、様々な機会を捉え、避難行動要支援者名簿への登載の希望者を募るとともに、避難行動の重要性について広く市民へ周知してまいります。

次に、（３）輸送道路の確保と住民による実践的な訓練についてにお答えいたします。

災害時における輸送路の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものであることから、市では、災害により輸送路が遮断された場合は、輸送網の緊急復旧に努め、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の優先輸送を図ることとしております。

具体的には、災害発生時には、市建設部が秋田県地域防災計画で指定されている緊急輸送道路の被害状況や障害物の状況を把握し、被害状況を国や県に速やかに報告するとともに、市が所管する緊急輸送道路に被害が生じた場合には、啓開作業を迅速に行うため、災害時の応援協力に関する協定を締結している由利本荘市建設業協会や秋田県解体工事業協会から必要な機材や資材、人材を確保し、復旧工事を実施することとしております。

道路施設の被害が広範囲にわたっている場合で、代替の輸送路が確保できない場合は、最も早急かつ効率的に応急対策が可能な路線をおのおの選択し、自衛隊施設科部隊等の協力を得て、道路啓開の応急対策を実施し、最小限の交通の確保を図ることとしております。

本市として、自衛隊の災害派遣が喫緊に必要な場合は、県知事に対して速やかに依頼し、その上で、自衛隊法第83条の規定により、県知事から指定部隊長である陸上自衛隊秋田駐屯地司令に対し、災害派遣を要請することとなります。

このため、毎年危機管理課の職員が駐屯地を訪問し、本市の災害想定や道路状況を説明するなど情報交換を実施しているほか、この８月に西目地域で実施予定の市総合防災訓練にも陸上自衛隊からの参加を調整中であります。

また、孤立した集落で緊急患者が発生した場合には、県のドクターヘリコプターや県消防防災ヘリコプターが患者搬送を行うこととなります。市ではこれまで、集落が孤立した場合を想定した実動訓練は実施しておりませんが、近年は予想を超える豪雨災害が県内でも発生しており、市内でも土砂崩れなどにより集落等が孤立する場合が想定されることから、今年度の市総合防災訓練では、初の試みとしてドローンによる孤立集落を想定した緊急物資輸送訓練を予定しております。

今後も、様々な災害を想定し、阿部議員の御質問にあった支援物資補給路の確認や支援物資運搬要領を含め、住民参加による地域の実情に沿った、より実践的な防災訓練に努めてまいります。

次に、（４）ボランティアの受入体制についての①ボランティアの受入方法についてにお答えいたします。

平成７年１月17日、阪神・淡路大震災が発生し、発災直後から多くの人々が現場に駆けつけ、ボランティアとして救援活動に携わりました。兵庫県の推計では、震災から１年間で、延べ約138万人のボランティアが活動したと記録されており、この平成７年はボランティア元年とされ、災害時には不可欠な存在としてのボランティアが認知されるに至っております。

さらに、災害による被害が大きくなればなるほど、被災した地域の力だけでは対応が難しくなり、被災地域外からの災害ボランティアなどの支援が必要になります。特にボランティアは、行政機関をはじめとした他の主体が対応できない問題を見だし、支援の隙間を埋める大切な機能を有しており、様々な主体との連携・協力により、被災地の課題解決に貢献できるものとされております。

災害ボランティアの受入れについては、秋田県が策定している災害ボランティア活動指針や、市社会福祉協議会が作成している災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、県と協議しながら市と市社会福祉協議会が連携し、進めることとしており、災害発生時には、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、県内外から集まってくる災害ボランティアの受入れや、その活動が効率的に行われるよう、体制を整備することとなっております。

市の総合防災訓練では、市社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンター開設訓練を実施しており、受付業務、ボランティアニーズとのマッチング、ボランティアに必要な資機材や物品の受渡し、送迎車や自転車の手配とボランティアの送り出しなど、円滑なボランティアセンターの運営ができるよう開設手順や段取りを確認しております。

今後も継続的に訓練などを実施しながら、ボランティアの受入れや活動の支援が円滑に行われるよう体制整備に努めてまいります。

次に、②ボランティア受入れ時、派遣時の事前準備や備品等についてにお答えいたします。

大規模災害時には、被災地におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを設置いたします。

阿部議員御質問のボランティアセンター本部の場所や配置図については、市社会福祉協議会が計画策定しており、また、ボランティアの運営については、同協議会が作成している災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づき、本荘地域に災害ボランティアセンターを設置するとともに、被災状況に応じて旧市町等を区域として、現地災害ボランティアセンターを設置することとしており、おのこのボランティアセンターの開設場所については、市が管理する施設などを提供し、スムーズなセンター開設へ向け、協力・連携することとなっております。

また、携帯電話用の臨時電波送受信機の設置につきましては、現在、検討課題としていっておりますが、現時点では、災害時の通信手段として、指定避難所に特設公衆電話の設置を行うとともに、由利本荘市フリーWi-Fiの設置箇所においては、携帯電話網が使えない場合でも、メールやSNSでの安否確認や災害情報の収集などに活用できるよう災害時モード、ファイブゼロジャパンへの切替えによって、認証なしでインターネットに接続できるようにしております。

ボランティア活動で使用する人員送迎車、作業用ダンプ等については、ボランティア参加者自身の持ち込みや、被災地域以外からの車両の借用や応援などで対応する計画であり、災害ボランティア参加者の身の回りのことについては、自己完結できるよう、十分な事前準備をお願いするほか、ボランティア参加者に対する包括的な支援体制の在り方については、先進地事例を参考に、今後の研究課題として取り組んでまいります。

次に、③ボランティアの地域リーダーの育成と人員配置についてにお答えいたします。

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関はもとより、自主防災組織など、地域を挙げて取り組むことが不可欠であります。地域のつながりだけでは十分でないことから、被災者の生活再建につなげていくためには、地域内外のボランティア組織や個人によるボランティア活動とも協力し、円滑な災害応急対応を実施することが大切です。

災害ボランティアには、救急・救助活動、医療・救護活動、被災した建物の危険度調査などの専門的な資格を持った方が行うボランティア活動と炊き出し、清掃、被災者の生活支援に関する活動など、一般のボランティアが行う活動がありますが、専門性の高い業務につきましては、基本的に、市内や県内の関連団体と協定を締結し、災害時の連携について協力をお願いしているところであります。

また、一般ボランティアの育成につきましては、社会福祉協議会において、専門家による災害ボランティアの活動に関する講演やワークショップなどを実施しており、市では、防災関連団体などへの本事業の周知のほか、市職員も事業へ参加するなど、災害ボランティアに関する理解を深めるとともに、リーダーの育成にも努めているところであります。

今後とも社会福祉協議会と連携し、継続的に研修会などを実施することで、災害ボランティアの地域リーダーの育成を進めるとともに、市民の災害ボランティア意識の啓発や高揚にも努めてまいります。

次に、（５）災害関連死の認定についてにお答えいたします。

災害関連死の認定につきましては、災害に起因して生活環境が悪化し死亡した場合に、災害と死亡との間に相当の因果関係があるかどうかについて、死亡に至るまでの経過を記した申立書に加え、医師の診断書や診療記録などに基づき、医師や弁護士など、専門家で構成する審査会において、個々の事案ごとに審査することになります。

本市ではこれまで、災害関連死の認定を必要とする事案が発生していなかったことから、審査会の設置を条例で定めておりませんが、昨年７月に秋田市を中心に発生した豪雨災害や元日の能登半島地震を受け、本市でも災害関連死の認定基準や審査会の設置に向け、担当部署に調査・検討するよう指示したところであり、今年度中に関係条例を整備したいと考えております。

もとより、災害時においては、指定避難所等での生活が原因で亡くなるようなことはあってはならないことであり、他市の実施状況なども参考にしながら、避難所の生活環境整備にも、より一層取り組んでまいります。

次に、２、道路、歩道整備についての（１）破損箇所修復と危険箇所への注意喚起についてにお答えいたします。

歩道の段差や点字ブロック、道路の破損箇所の補修につきましては、職員による日常のパトロールのほか、市民からの情報提供などにより、破損箇所の把握に努め、できるだけ速やかに補修対応するとともに、すぐに対応できない箇所については、三角コーンやバリケードの設置により、注意喚起に努めているところであります。

車や人通りの多い場所が破損を受けやすく、破損を見つけやすいと考えられ、市で

は、破損箇所を把握次第、順次補修対応を行ってきているところではありますが、歩道についても、バリアフリーを念頭に置き、市LINE公式アカウントの市民レポート機能や電話など、市民の皆様の御協力もいただきながら、破損箇所の早期把握に努めてまいります。

また、国道や県道など、国や県が管理する道路について情報があつた場合には、それぞれの道路管理者へ迅速に伝えるとともに、適切な対応をお願いしてまいります。

なお、阿部議員から情報をいただいた羽後本荘駅西口にある舗装の破損につきましては、現在補修を発注したところであり、完了するまでの間は三角コーンを設置し、注意喚起してまいります。

次に、（２）バリアフリー化についてにお答えいたします。

市の道路・歩道の整備につきましては、これまでも交通弱者に配慮した設計を行ってきているところではありますが、バリアフリーやユニバーサルデザインなど、時代が求めるニーズに柔軟に対応していくべきものと考えており、現在は、由利本荘市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則に基づき、高齢者や障害者の方々が多数利用する公共交通機関の施設や官公庁の庁舎、福祉施設などを結ぶ経路について、バリアフリーに配慮した道路を整備してきているところでもあります。

御質問のありました羽後本荘駅や市役所本庁舎、カダーレ周辺につきましては、バリアフリー化された道路や歩道ではありますが、経年劣化により、舗装や点字ブロックが破損している箇所もございますので、誰もが安全・安心に通行できるよう早期に補修をするなど、適正な管理に努めてまいります。

また、カダーレ第２駐車場が整備されたことにより、カダーレ周辺の環境が変化しておりますので、その対応についても検討してまいります。

次に、（３）ユニバーサルデザインによるまちづくりの一環とした整備についてにお答えいたします。

まちづくりに関するユニバーサルデザインにつきましては、市民の暮らしの変化に調和した機能性の高い社会基盤整備を目指したいと考えており、今後、市が進める道路建設計画では、誰もが使いやすく、分かりやすい道路や施設の整備に取り組んでまいります。

御質問の破損した点字ブロックにつきましては、皆さんが安心して通行できるよう早期に補修してまいります。また、草が生えている箇所については、除草剤を散布するなど、歩道の適正な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） １番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○１番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。

再質問に入る前に、１点伺ってもよろしいでしょうか。

由利本荘市から能登のほうに実際に行って、現場を見て、またそういったものの報告が上がっているのかどうか。でないと、私の報告が少し乖離してしまう、行き違いがあるのではないかと、そこら辺は１点伺ってもよろしいでしょうか、議長。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

危機管理課から2名の職員が約1週間ごと、応援職員として七尾市に派遣されております。昨日で終了しまして、2人とも特に健康上を含めて異常ありません。大変勉強になりましたということでありました。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 七尾市のことは後でお話しさせていただきます。結構でございます。ありがとうございます。

それでは大項目1、災害対策について、中項目（1）災害時の被災家屋の扱いについてでございますが、本市で想定している世帯主から覚書をもらうということは極めて困難ということでしたが、今でも珠洲市は5か月以上過ぎているのに、倒壊家屋がそのままの状態が続いている。これが果たして次のまちづくりとか、復興、遅れば遅れるほど住民が帰ってこなくなるというようなこともあり、珠洲市でも言っていたんですが、独自の覚書等があれば、入ってもいいよと言われれば、家の中の家財とか、車の中にある車検証とか、遺灰とか、大事なものを持ってこれるが、そういったことも何もできない。そういったことも含めてありまして、うちに入っていいよ。そのために一部壊してもいいよ。そういったこともその覚書の中に入れていただく、そういったことで、ボランティア活動はもとより、そういった被災地の壊れた家等に対する手当てを早くしたほうが、現地を見てきて、つくづくそう思うわけであります。

そういった極めて困難ということを、なるべく極めてを抜いて、困難ではあるけれども何とかしなきゃならないんじゃないか、そういった思いで進んでいただきたいのですが、そういうお気持ちはあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

確かに危険な家屋につきましては、解体するのが望ましいところもありますが、これにつきましては、災害対策基本法第90条の2の罹災証明書を発行しないと、今後、所有者が現金等の給付、融資、災害援護資金等、税金の減免であるとか猶予、現物給付等が受けられなくなるということから、これは手順を踏んでやらないと、所有者が不利益を被るということでもありますので、やはり困難な状況については変わらないものと考えられます。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 私も現地を見て、その私有財産に手をつけるということは大変困難であるということです。ただし、この被災者、また地権者が二次避難して、そして2か月すると、そのホテルが一般営業するので、どいてくれってまたどっかへ行って、またどっかへ行って、大体3回くらい引っ越しして、もういいやって家族のところに行ったりして行方不明者も出ている。そういったことがないように、事前にちょっとした覚書が1個あるだけで、事が進むのではないかなという思いで再質問しました。ちょっと無理だろうというお答えをいただきましたので、結構でございます。

それでは、続いて大項目１、（２）後期高齢者及び独居高齢者の所在確認についてですが、いわゆる避難行動要支援者名簿なんです、手挙げ方式で、大変限られた人ではありましたが、今回のところで、いわゆる街であればあるほど独居高齢者がアパートに住んでいて、独りで、誰も分からないという、街部の中の孤立というのが出てくるだろうと、もしかすると由利本荘市に居住がない人もいます。たまたま帰ってきている人もいます。そういった人たちが家にいたりとかアパートにいたりして、そういう人たちが把握できていない状況のところで、この街部の被災で、いわゆる取りこぼしが起きてくるのではないかという思いでございます。手挙げ方式ではありますが、何とか一生懸命、これから皆さんに御理解いただくように頑張るということでございますけれども、何らかの方法で、もうちょっと詳しく、皆さんにこういったことがあるので手を挙げてくださいということを、もう少し、実感を持ってお願いしていただけないものかと思いますが、そういった、強力に進める方法、手だてなどはあるのでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 答弁と重複があるかも知れませんが、ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもありましたとおりですが、この避難行動要支援者につきましては、現在、由利本荘市内で約3,400名おります。そのうち、手挙げ方式と阿部議員がおっしゃっています希望者につきましては、内数として約580名の方が現在希望して、この支援者名簿に登載しております。

ただ一部、この名簿には登載しておりますが、もろもろの理由で公表してほしくないという方が約980名ほどおまして、この方につきましては、毎年、封書等で登載の同意確認の連絡をしておりまして、今後、さらに活用できるような形を推進しております。その他につきましては、先ほど市長の答弁にありましたとおりです。

○議長（長沼久利） １番阿部十全さん。

○１番（阿部十全） １人でも置き去りにしない方法を取って、そういった対策に向かっていていただきたいものだと思っております。

続いて大項目１、（３）輸送道路の確保と住民による実践的な訓練についてであります。

自衛隊と情報交換などもしている、建設業協会なども応援をいただいている、また自衛隊の派遣などもあるから大丈夫だろうというような答弁でございました。今回も、男鹿市のほうでも大変危機的なことだと、それから内陸のほうでもこれは危機的なことだ、それから全国紙でも２日か３日前ですが、いわゆる孤立するだろうという箇所が何万か所というのがあって、秋田県にもその箇所があります。自衛隊なんか来ても分からないのです。事前にそういったところは、住民とのやり取りをちゃんとして。山を歩いている人たちが、どこに湧き水があって、どこに食べ物があって、どこを越せば、あの山から向こうのほうに抜けられるとかいうのは、基本的には住民が一番よく知っているわけですね。

こういったことをやって、実践的な訓練が今もう既に必要だろうというふうにニュー

ス等でも言うておりますので、ぜひそういった民間の知恵、力、そういったものを大いに利用していただきながら、マンパワーを利用しながら、減災・防災に取り組んでいただきたいのですが、その住民との実践的な訓練をまだやっていないというんですが、どこか国が指定していたところで、それをやろうかというお話は伺っていないのでございましょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

今現在、由利本荘市におきましては、孤立を想定した訓練等は実施しておりませんが、今後、総合防災訓練等におきまして、住民等を交えた訓練等を何らかの形で実現していきたいと検討しておるところであります。

なお、孤立想定集落につきましては、令和4年度資料であります。由利本荘市内で34集落、486世帯となっております。岩城、西目、東由利を除く、それぞれの地域での総数がこのようになっております。いずれ、この孤立想定集落等を踏まえた訓練を計画していかなければならないという問題意識を踏まえて、今後、何らかの形で実現していきたいと考えているところです。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

そして、民間同士、また行政と一緒に、防災・減災に向かっていっていただきたいというふうに思います。

続いて大項目1、（4）ボランティアの受入体制について、①ボランティアの受入方法についてでございますが、今の答弁では、県とのやり取り、県の指示に従って、また県と市で協力しながら進めていくという形の答弁をいただきました。時期による、それから状況にもよるでしょうが、今回の石川県の馳知事のように独断的に上から来られると、ボランティアをやる人間側の意識がしゅんとなって、いいや、じゃあ、というふうになってしまう。そういったことのないような形を取る。やはり市民の皆さんやボランティアの皆さんの協力があってこそだよという、いわゆるプレゼンをぜひ続けていっていただきたいと思います。

そういったところも県との協議の中で進めていただきたいと思いますが、そういった話は出てきているものかどうか、伺います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

社会福祉協議会で作成しておりますボランティア受入れのマニュアル等がありますが、その中で留意事項といたしまして記載しているのが、被災地は食料、水、寝る場所など、基本的なものがまず不足しています。被害によっては、けが人が多く出たり、病気になったりする被災者が多い場合があります。被災者のためにと考えた活動が本当に役に立つためにはどうしたらいいのか、一人一人が考えて行動することが重要だとあ

ります。

当然、被災した場所に駆けつけたいという気持ちも分かりますが、まずは自分のできること、地元でできること、もしくは実際活動している方に支援金という形でお金で支援するとか、いろんな形もあると思います。

実際、県とは、社会福祉協議会が主体として協議しておりますので、今、市として県と直接やり取りする場については、今のところありません。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。

続いて、大項目 1、中項目（4）、小項目②ボランティア受入れ時、派遣時の事前準備や備品等についてであります。

4 つの質問をさせていただきました。それぞれ重要なものでありまして、ボランティアセンターは、実は水がないといけない。電気が通れば、井戸から水を上げられる。そういった井戸水みたいなものがあること。それからコンビニとか、ショッピングセンターが近くにあって、物資がそこから調達できる場所にあること。そういったことも非常に大きな働きになりますので、そういったこともぜひ、珠洲市はそうようにしておりました。

続いて、基地局であります。これは七尾市の話ですが、衛星を使って、ボランティアが全部グループラインみたいなのを使って、いわゆる何号車はどこにいますか、私は今ここにいます、作業終わりましたのでこっちに回ってくださいと、一々ボランティアセンターに帰らなくても、その車同士で連絡を取れるような、そういったことです。

それから、被災者の皆さんも、今ここで何が足りないということを明確にボランティアセンターに伝え、そこから物資が運ばれるということが行われておりました。ぜひ、こういったところも、今、進んでいるということなので、できればその電波の空白域のないような形で進めていただきたい。

それから車なんですが、珠洲市では、40 台レンタカー会社から全部借りております。軽トラック、だあっと 20 台くらい、それから人員を運ぶハイエースみたいなのが 10 台くらい、ほかにもあります。そういったふうにして、レンタカー会社と協定していただいて、すぐにだっと用意されていて、それがすぐにボランティアの皆さんが使えるといったシステムになっております。

それから水ですが、浄化装置、これは電気で川の水をポンプで上げて、浄水器に入れて、それからタンクに入れて、その水を使って活動ができておりました。こういったものは、いわゆる自衛隊とか、そういったところで使われている、河川の水や海水を淡水にしていくという装置であります。こういったものは、これを使ってくれとメーカーが持ってきてくれたそうです。こんなふうなものもありました。

非常にいろいろな業界があり、トイレカーを持っている業者や自治体がぜひ使ってくれと持ってきてくださる。そういった協定を結んでおくことで、いち早くそういったものの準備ができるのではないかなというふうに思います。自己完結型でやっているボランティアのということではちょっと心もとないので、ぜひそういった関係企業との、民間との連携を図っていただきたいのですが、そういったお考えはないか伺います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

民間との、そのような協定・連携等につきましては、非常に重要なものと認識しております。

阿部議員の御質問の中にありました浄水装置でありますと、例えば、自衛隊でもそういった類いの装備は保有しておりまして、それにつきましては、海水も浄水できるということから、民間と合わせて、そういった公的防災機関との活用の連携も図りながら、災害に強いまちづくりに努めていきたいと考えております。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。

民間企業もこういったときは、よし、我が社もやれることをやろうという熱い思いで支援をして、そこから利益を上げようというつもりで支援をしているところは少ないというふうに思っております。ぜひ、進めていただきたいと思います。

続いて、大項目 1、中項目（4）、小項目③ボランティアの地域リーダーの育成と人員配置についてです。ここでは明記はしておりませんが、被災地の盗難、泥棒、そういったものが非常に多い。こういったものを最低限、地域で見回る程度、別にそこで何か捕まえようとかというのではなくて、取りあえず見回っているだけでも大事なことだと思います。私も珠洲市を回りましたが、公共施設は全部そういった車が止まっています。どこも使えていない、水もトイレも使えないので、全部クローズしているんですが、何か取られる可能性があるので、全部のところに車が止まっておりまして。もちろん集落でもそういった危険性があるわけで、そういったこともぜひ想定して、リーダー養成、地域のためになるようなことをお願いしたいということです。

そして、災害関連死についても進んでいるということで、大変心強いです。被災した後の皆さんが家をなくし、仕事をなくしという形で、こういったことをやっている状況でございますので、寄り添っていただければありがたいです。

続いて、大項目 2、道路、歩道整備について、中項目（1）破損箇所修復と危険箇所への注意喚起について、危険箇所にコーンやバリケード等をやっていて、早期にやってくださるというお話でございました。私も随分といろいろ見て回りましたが、なかなか早期じゃないので、本当に事故が起きてしまってからでは、特に人身事故が起きてしまってからでは遅い。私も、実はだんだんと歩くのが困難になって、昔は段差とか砂利、平気だったんですよ。今、年いって段差とか砂利も困難なんです。

そして、今、40%が高齢者で、施設に行っている人の 5 人に 1 人は車椅子で、ほとんどの人が杖をついている。高齢者の皆さんが整備されたまちで生活できるように、みんながそのまちに歩いて来られるようなまちづくりになっていたらというような思いなんです。ぜひ危険箇所と思われるところは注意喚起を。俺もそうだったんです。多分、今までみんな安全だと思っていたのかもしれませんが、そういった小さなこと……

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん、再質問です。

○1 番（阿部十全） はい、再質問です。

○議長（長沼久利） 簡潔にお願いします。1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） コーンやバリケードの設置についてであります。今までは、どういったことで置いていなかったのか。安心なので、大丈夫だと思って置いていなかったのか。これから置くというような答弁でございましたが、今まで設置されていなかったのはなぜかということでございます。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に建設部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

危険であれば、バリケード等を置くというのが大前提となっております。そうした場合には、その判断で、まだ大丈夫じゃないかという判断をされた場所もあるということとは過去にもあると思います。やはり大きな事故になるのか、まだ見た目だけなのかというようなところの判断で、そのような対応を行っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。

先ほど、私、先走ってしゃべってしまいましたが、みんな、高齢になって歩くのも容易でないんです。普通に見ると何でもないところ、役所の皆さんは車で巡回して、見て歩いているそうなんです、やっぱり歩かないと分からないところっていっぱいあると思うんです。そういったところを徒歩で歩いて、実際、これはお年寄りは大変かもなというような箇所を見つけたら、手当てをしていただくような形でやっていただきたいというふうに思っております。

続いて大項目 2、中項目（3）ユニバーサルデザインによるまちづくりの一環とした整備についてに参ります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、草の生えている点字ブロックをどのようにするのかということで伺いました。除草剤をまくということでしたが、今、除草剤は大変いろいろ言われているときでございます。安全性の高い除草剤であるかどうか、そういったところもちよっと伺わせていただきます。お願いします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に建設部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

除草剤は市販されている、ましてや農業施設であったり、そういった周辺でも使用されているものと同じようなものを使用しておりますので、安全であるというような認識の下に使用しております。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 安全性の高いもの、当然、除草剤なので毒性はあるんですが、極めて安全性の高いものもあります。それと、また、非常に効き目の鋭いものもありますが、そういったものも世の中は意外と、どっかのモーター、何とかモーターがそれをまいてえらいことになって、自治体はまいても怒られないっていうんだったらちょっと変な話になっちゃうんで、そういったところも気をつけていただきたいというところでご

ざいました。

あとはユニバーサルデザインなんですが、今後の道路に関して、幅員を設けるとか、ベンチを設ける、ベンチの上にちょっと日陰を置くとか、要旨説明のときはしておりますので、そういったところ、今後、どうなのかというお話をちょっと伺って最後にさせていただきます。

○議長（長沼久利） 原建設部長。

○建設部長（原敬浩） ただいまの再質問にお答えいたします。

要旨説明のところでも阿部議員からあったようでございますが、特に一番堰まちづくりプロジェクト周辺、本荘東小学校の建設予定地の地区では、これから新しい市道が整備されるということで計画を進めております。

そういった中では幅員を広く、通常、バリアフリー法であれば2メートル以上というようなところで整備されている歩道もありますが、今、一番堰周辺では、主に3.5メートルという歩道を確保して、ユニバーサルデザインといわれる道路の中で、どんなものかというところを考慮して、設計してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 以上で質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、1 番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。

○議長（長沼久利） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、報告第1号から報告第9号まで、議案第81号から議案第83号まで、議案第85号から議案第87号まで、議案第89号から議案第95号までの計22件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第96号から議案第100号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、追加提出議案について概要を御説明申し上げます。

本日追加提出いたします案件は、契約案件3件、その他の案件1件に加え、補正予算1件の計5件であります。

初めに、契約案件についてであります。

議案第96号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第5期）の締結について並びに議案第97号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（2号トンネル）の締結についてであります。これらは、それぞれの工事委託について、国

土交通省東北地方整備局と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第98号物品（凍結防止剤散布車）購入契約の締結についてであります、これは本荘地域に配備する凍結防止剤散布車について、株式会社青工秋田支店と契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、その他の案件についてであります。

議案第99号公の施設の指定管理者の指定についてであります、現在、大内道の駅周辺施設を運営している株式会社大内町交流センターによる指定管理が7月31日をもって終了することに伴い、本年8月1日から令和10年3月31日までの3年8か月間を期間として、新たな指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。

議案第100号令和6年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、通常分の主な経費といたしまして、衛生費において飲料水供給施設整備事業費等を、商工費において第三セクター運営費補助金等を、また災害復旧費において公共土木災害復旧費を追加いたします。

次に、物価高騰対策に係る経費といたしまして、商工費において観光誘客促進事業助成金等を追加いたします。これらの財源は、国庫支出金のほか、一般財源分を前年度繰越金で手当てし、補正額として1億2,339万6,000円を追加しようとするものであり、補正後の予算総額は499億4,179万8,000円となります。

なお、補正予算の概要につきましては、お手元に配付しております補正予算概要を御覧くださいようお願いいたします。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第96号から議案第100号までの5件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 0時38分 休 憩

午後 0時38分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第96号から議案第100号までの5件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（長沼久利） 日程第４、提出議案及び請願、陳情の委員会付託を行います。
議案・請願・陳情委員会付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

○議長（長沼久利） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明11日から18日までは委員会開催等のため休会、19日午前10時より本会議を再開し、各委員会の審査報告、委員長報告に対する質疑、議案及び請願、陳情についての討論、採決を行います。

また、討論の通告は、18日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段の御配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 0時39分 散 会